

「定款」の一部改正について

平成 25 年 6 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

1. 本協会の自主規制の範囲の見直しに伴う定款の一部改正について

本協会では、平成 19 年 9 月 30 日の金商法施行にあたり、店頭デリバティブ取引のうち、有価証券関連デリバティブ取引にも店頭金融先物取引にも当たらないものについて本協会の自主規制の対象とする定款改正を行ったところである。(具体的には、新たに「特定店頭デリバティブ取引等」を定義し、当該取引等を自主規制の対象とした。)

今般、「特定店頭デリバティブ取引等」に含まれる一部の取引等（通貨に係るバイナリー・オプション取引）について、一般社団法人金融先物取引業協会において、その自主規制を行うこととされたことから、「特定店頭デリバティブ取引等」の定義を見直すための定款の一部改正を行うこととする。

2. 本協会の名称の使用制限の明確化に伴う定款の一部改正について

現在、本協会に設置する会議体については、その名称の使用制限に関する規定が設けられていない状況である。そこで、今般、本協会に設置する会議体の名称についても、その対象とするため、定款の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 本協会の自主規制の範囲の見直しに伴う定款の一部改正について

(1) 特定店頭デリバティブ取引等の定義から、金商法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する取引のうち通貨に関連するもの又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を除く。

(第 3 条第 7 号)

(2) 上記 (1) の改正に伴い、店頭デリバティブ取引会員の定義を見直す。

(第 5 条第 2 号)

2. 本協会の名称の使用制限の明確化に伴う定款の一部改正について

(1) 名称の使用制限の対象に本協会に設置する会議体の名称を追加する。また、本協会の承認を要しない場合として、定款施行規則で定める場合を追加する。

(第 21 条)

(2) その他所要の整備を図る。

(第 28 条)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成 25 年 6 月 21 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 〽 (現行どおり)</p> <p>6</p> <p>7 特定店頭デリバティブ取引等 店頭デリバティブ取引等のうち、<u>特定店頭デリバティブ取引（金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 6 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。</u></p> <p>イ <u>金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る取引</u></p> <p>ロ <u>有価証券関連デリバティブ取引（金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）</u></p> <p>ハ <u>店頭金融先物取引</u></p> <p>ニ <u>金商法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する取引（同条第 25 項第 1 号又は第 4 号に掲げる金融指標（同条第 24 項第 3 号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 〽 (省略)</p> <p>6</p> <p>7 特定店頭デリバティブ取引等 店頭デリバティブ取引等のうち、<u>金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るもの、有価証券関連デリバティブ取引等又は店頭金融先物取引等のいずれにも該当しないものをいう。</u></p>

新	旧
8 (現行どおり)	8 (省略)
9 (現行どおり)	9 (省略)
<p>(協会の要件)</p> <p>第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、<u>次に掲げるいずれかのみを業として行う者</u></p> <p>イ <u>特定店頭デリバティブ取引等</u></p> <p>ロ <u>特定店頭デリバティブ取引等及び店頭金融先物取引等又は店頭デリバティブ取引等のうち第3条第7号ニに掲げる取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p> <p>ハ <u>特定店頭デリバティブ取引等、店頭金融先物取引等及び店頭デリバティブ取引等のうち第3条第7号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(協会の要件)</p> <p>第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、<u>特定店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者並びに特定店頭デリバティブ取引等及び店頭金融先物取引等のみを業として行う者</u></p> <p>3 (省略)</p>
<p>(本協会の名称の使用制限)</p> <p>第21条 会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合又は定款施行規則で定める場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称（これらを図案化したものを含む。以下同じ。）を使用してはならない。</p>	<p>(本協会の名称の使用制限)</p> <p>第21条 会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。</p>
<p>(会員の処分等)</p> <p>第28条 本協会は、会員が次の各号の一に</p>	<p>(会員の処分等)</p> <p>第28条 本協会は、会員が次の各号の一に</p>

新	旧
<p>該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。</p> <p>1 〉 (現行どおり)</p> <p>8 9 第 21 条の規定に違反して本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称を無断で使用したとき。</p> <p>10 〉 (現行どおり)</p> <p>12 2 〉 (現行どおり)</p> <p>11</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。</p> <p>1 〉 (省 略)</p> <p>8 9 第 21 条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。</p> <p>10 〉 (省 略)</p> <p>12 2 〉 (省 略)</p> <p>11</p>

以 上